

2024年 12月 20日

お客さま 各位

株式会社 岩手銀行

## 預金規定等の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当行では、以下のとおり預金規定等を改定いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定趣旨

届出事項の変更方法多様化（いわぎんインターネットバンキングサービス、共通手続きプラットフォーム「AIRPOST（エアポスト）」等）に伴う改定

#### 2. 改定内容

届出事項の変更方法を「書面」から「当行所定の方法」に変更いたします。

#### 3. 改定対象となる規定

当座勘定規定、個人当座勘定規定、預金共通規定、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、財産形成自動継続期日指定定期預金規定（一般財形）、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、いわぎんキャッシュカード規定（法人のお客さま）、いわぎんICキャッシュカード規定（法人のお客さま）、いわぎん貸金庫規定、いわぎん自動貸金庫規定、「いわぎんWeb口振受付サービス」利用規定

※ 具体的な改定箇所は新旧対照表をご覧ください。

#### 4. 改定日

2025年2月3日（月）

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社 岩手銀行 事務統括部 佐藤、村木  
電話 019-623-1111（代表）

以上

当座勘定規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
第1～14条 (本文省略)	第1～14条 (現行どおり)
<p>第15条 (届出事項の変更)</p> <p>① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。</p> <p>②～③ (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下、本文省略)</p>	<p>第15条 (届出事項の変更)</p> <p>① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>当行所定の方法によって</u>当店に届出てください。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p>

個人当座勘定規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
第1～14条 (本文省略)	第1～14条 (現行どおり)
<p>第15条 (届出事項の変更)</p> <p>① 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。</p> <p>②～③ (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下、本文省略)</p>	<p>第15条 (届出事項の変更)</p> <p>① 小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに<u>当行所定の方法によって</u>当店に届出てください。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p>

預金共通規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
<p>1 (本文省略)</p> <p>2 (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下、本文省略)</p>	<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)</p> <p>(1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法によって</u>当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p>

総合口座取引規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1～8 (本文省略)</p> <p>9 (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下、本文省略)</p>	<p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに<u>当行所定の方法によって</u>当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p>

普通預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～6 (本文省略)	1～6 (現行どおり)
7 (届出事項の変更、通帳の再発行等)	7 (届出事項の変更、通帳の再発行等)
(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当行所定の方法によって</u> 当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(2) (本文省略)	(2) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

貯蓄預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～7 (本文省略)	1～7 (現行どおり)
8 (届出事項の変更、通帳の再発行等)	8 (届出事項の変更、通帳の再発行等)
(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当行所定の方法によって</u> 当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(2) (本文省略)	(2) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

納税準備預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～7 (本文省略)	1～7 (現行どおり)
<p>8 (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下、本文省略)</p>	<p>8 (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法によって</u>当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p>

財産形成自動継続期日指定定期預金規定(一般財形) 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～6 (本文省略)	1～6 (現行どおり)
<p>7 (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</p> <p>(1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書面によって</u>当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) (本文省略)</p> <p style="text-align: center;">(以下、本文省略)</p>	<p>7 (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</p> <p>(1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法によって</u>当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(以下、現行どおり)</p>

財形年金預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～10 (本文省略)	1～10 (現行どおり)
11 (届出事項の変更、契約の証の再発行等)	11 (届出事項の変更、契約の証の再発行等)
(1) この契約の証や印章を失ったとき、 または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1) この契約の証や印章を失ったとき、 または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当行所定の方法</u> によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(2) (本文省略)	(2) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

財形住宅預金規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～10 (本文省略)	1～10 (現行どおり)
11 (届出事項の変更、契約の証の再発行等)	11 (届出事項の変更、契約の証の再発行等)
(1) この契約の証や印章を失ったとき、 または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>書面</u> によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1) この契約の証や印章を失ったとき、 または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに <u>当行所定の方法</u> によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(2) (本文省略)	(2) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

いわぎんキャッシュカード規定（法人のお客さま） 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～8 (本文省略)	1～8 (現行どおり)
9 (カードの紛失、届出事項の変更等)	9 (カードの紛失、届出事項の変更等)
(1)～(2) (本文省略)	(1)～(2) (現行どおり)
(3) 氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(3) 氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(4)～(5) (本文省略)	(4)～(5) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

いわぎんICキャッシュカード規定（法人のお客さま） 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～8 (本文省略)	1～8 (現行どおり)
9 (ICカードの紛失、届出事項の変更等)	9 (ICカードの紛失、届出事項の変更等)
(1)～(2) (本文省略)	(1)～(2) (現行どおり)
(3) 氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	(3) 氏名、代理人、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
(4)～(5) (本文省略)	(4)～(5) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

いわぎん貸金庫規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～5 (本文省略)	1～5 (現行どおり)
<p>6 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。</p> <p>(2) (本文省略)</p> <p>(以下、本文省略)</p>	<p>6 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(以下、現行どおり)</p>

いわぎん自動貸金庫規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～5 (本文省略)	1～5 (現行どおり)
<p>6 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>貸金庫カード、正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。</p>	<p>6 (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>貸金庫カード、正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。</p>

(2) (本文省略)	す。 (2) (現行どおり)
(以下、本文省略)	(以下、現行どおり)

「いわぎんWeb口座振受付サービス」利用規定 新旧対照表

改定前	改定後
(本文省略)	(現行どおり)
1～11 (本文省略)	1～11 (現行どおり)
<p>12 (届出の変更等)</p> <p>お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに<u>当行所定の書面により</u>サービス利用口座宛てに届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下、本文省略)</p>	<p>12 (届出の変更等)</p> <p>お客様の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに<u>当行所定の方法により</u>サービス利用口座宛てに届け出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下、現行どおり)</p>